

令和 5 年 度

東金市財政健全化・経営健全化審査意見書

東金市監査委員



東 監 第 21 号
令和6年8月14日

東金市長 鹿 間 陸 郎 様

東金市監査委員 鈴木 純 夫
同 小 倉 治 夫

令和5年度東金市財政健全化・経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年7月24日付け東総財第77号で審査に付された令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査をした結果、次のとおり意見書を提出します。

令和5年度 財政健全化審査意見

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、東金市監査基準に準拠し、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

| 健全化判断比率 | 令和5年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 | 令和4年度 |
|-----------|-------|---------|--------|-------|
| ①実質赤字比率 | — | 12.90 | 20.00 | — |
| ②連結実質赤字比率 | — | 17.90 | 30.00 | — |
| ③実質公債費比率 | 3.1 | 25.0 | 35.0 | 3.1 |
| ④将来負担比率 | 23.6 | 350.0 | | 12.9 |

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

令和5年度の実質赤字比率は一般会計等の実質収支が黒字となっており、早期健全化基準の12.90%と比較すると下回っている。

②連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字比率は一般会計、特別会計の実質収支が黒字となっており、また、公営企業会計等においても資金不足が生じていないため、早期健全化基準の17.90%と比較すると下回っている。

③実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は3.1%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると下回っている。また前年度と比較し、増減はない。

④将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は23.6%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると下回っている。また前年度と比較し、10.7ポイント増加している。

令和5年度 経営健全化審査意見

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、東金市監査基準に準拠し、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

| 資金不足比率 | 令和5年度 | 経営健全化基準 |
|---------|-------|---------|
| ガス事業会計 | — | 20.0 |
| 下水道事業会計 | — | |

(2) 個別意見

各会計とも資金不足額は発生していないため、経営健全化基準の20.0%と比較すると下回っている。